

いじめ防止基本方針

石川県立津幡高等学校

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒が十分理解できるようにすることを旨とする。

(1) 学校を挙げた積極対応

- ア 学校に校長をトップとする「いじめ問題対策委員会」を常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ウ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える

(2) 平時からの基本姿勢

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

(1) いじめ防止等のための組織等

本校に、校長をトップとする「いじめ問題対策委員会」を以下のとおり常設する。

名称	いじめ問題対策委員会	
職名又は校務分掌等	氏 名	備 考
校 長		
教 頭		
教 頭		
生徒指導主事		
教育相談課長		
生徒会課長		
体育管理課長		
養護教諭		
養護助教諭		
1年学年主任		
2年学年主任		
3年学年主任		
スクールカウンセラー		外部人材
生徒指導サポーター		外部人材

(2) いじめ防止等のための施策等

- ア 道徳教育等の充実
- イ 早期発見のための措置
- ウ 相談体制の整備
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめの理解

(1) いじめを捉える視点 (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心理的苦痛を感じているものをいう。

(平成25年9月28日 いじめ防止対策推進法 第二条(定義)より)

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員にみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策委員会」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- ・ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。
- ・ いじめ被害者が、自分がいじめられている（はずかし辱められている・おとし貶められている）という事実を認めたくなく、早く逃れたいと願っている場合がある。このとき、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者がたとえ笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(2) いじめの態様

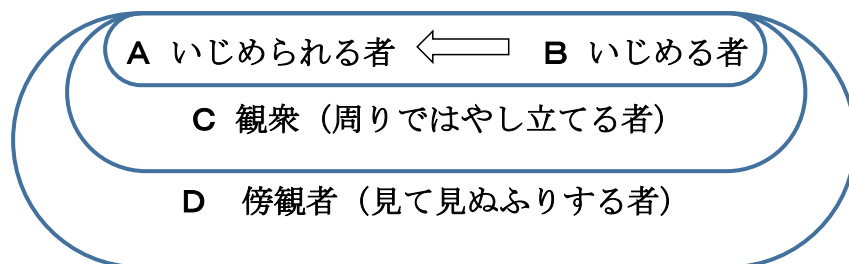
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(4) いじめの四層構造

いじめは、単に「いじめられる者」と「いじめる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、図のように、更に「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も併せた四層構造をとるのが通常である。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場のCやDも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」 (刑法第208条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」 (刑法第204条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」 (刑法第222条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」 (刑法第223条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」 (刑法第249条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」 (刑法第235条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」 (刑法第236条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」 (刑法第261条)
- ・ 校内の地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉毀損罪」 (刑法第230条)、 「侮辱罪」 (刑法第231条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」 (刑法第176条)
- ・ 児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに記載する
→ 「児童ポルノ提供等」 (児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒たちに集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いに認め会える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

【取組】

- ・ 授業において、生徒が考え理解できるよう配布プリント等に工夫をする。
- ・ 国語・数学・英語において、理解度に応じた習熟度別授業を行う。
- ・ 授業改善を目的として、年2回、教員一人一人の生徒による授業評価を行う。
- ・ 授業力向上を図るため教師間で授業見学を行う。
- ・ **授業の中で**、自尊感情を高める声かけをするよう心がける。教職員の生徒たちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながる。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組】

- ・ 人権教育学年別指導の重点
 - 第1学年・・新しい環境の中で人間関係づくりの基礎をつくる。LH、体験活動などを通して実践的に進める。
 - 第2学年・・規則正しい生活の維持と、健全な心身の育成を目指す。LH、修学旅行などにより、社会の中で望ましい人権のあり方を考えさせる。
 - 第3学年・・将来を見据えた生活態度を身に付ける。LH、学校行事などにより実社会での人権問題にも関心をもち、弱者の立場について考えさせる。
- ・ 校内人権旬間（6月中旬）を設定し、人権についての標語を生徒全員に書かせ、七

夕の竹に吊して生徒全員で共有する。

- ・ 外部講師を招いての人権教育講話を実施する。
- ・ 月1回、ロングホームで「リーディングタイム（読み聞かせ）」を実施し、他者の気持ちを察する力や言葉で思いを伝える力を養う時間とする。
- ・ 教職員が学習活動や学級活動、学年・学校行事のなかで子どもたちへ自尊感情を高めるあたたかい声かけを行う。

〈生徒に自信をもたせる魔法の言葉〉

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることはとても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応はとても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

〈生徒の心に残ることば〉

- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- あなたにはあなたの可能性がある。大事にしなきゃ。
- 約束だよ。信じてるから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- 幸せになってほしいからだよ。
- **あなたが必要なんだ。**

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで規範意識を醸成するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

【取組】

- ・ 朝、登校する生徒に教師自ら声かけを行う「あいさつ運動」を行う。生徒に自然なあいさつの心地よさを実感させるとともに、コミュニケーションの最初の一步であるあいさつを習慣化して身に付けさせたい。教師のみならず、生徒会執行部や部活動の生徒が自主的に玄関にでてきてあいさつをする場面も多くみられるようになってきている。
- ・ 5月中旬の昼休みに、2日間にわたって、応援歌・あいさつ練習を行う。校歌や応援歌を練習し学校への帰属意識を高めるとともに、授業におけるあいさつや職員室へ

の入り方練習を行い、学ぶ者としての規律・マナーを学ばせる。

- ・ 生徒会が主体となり、「授業や行事に積極的に取り組もう！！」等、毎月、生徒の行動目標を話し合いで決め教室に掲示する。
- ・ 生徒に対しての特別指導を行う場合、「自己を見つめ直す」とともに、「学校・教員への不信感を払拭し生徒の自己肯定感を高める」ことを主眼に、「自己を見つめるワークシート」の活用とできる限り多くの教員との直接対話を取り入れるようにしている。

(4) 教職員の心構えと連携協力

生徒たちや学級の様子を知るためには？

① 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な行動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

② 調査の活用

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えたあたたかい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 心の通い合う教職員の協働体制

あたたかい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへのあたたかい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化する。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

- ・ 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係の悩みを把握する。
- ・ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 生徒の実態に応じて、定期的に年数回、いじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・ アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・ アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・ スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
朝のS T	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授 業 中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分	○グループ分けで孤立することが多い (机を合わせないなど) ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける

	に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる	※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人であることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
昼食時間	○食べ物にいたづらをされる ○グループで食べる時、席を離している	
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
授 業 中	○文具など本人の許可がないのに勝手に使っている ○配付物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	○嫌なことを言わせたり、触らせてりしている ○けんかするよう仕向けている	○移動の際など、自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
昼 食 時 間	○自分の嫌いな食べ物を押しつける	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清 掃 時	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○自分の用事に付き合わせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない生徒の様子

様子等	観察の視点（特に変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○刃物等、危険な物を所持する ○服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○SNS* のグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティーサイト（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（5）家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する（別記要項・様式に従う）。

いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしている生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめに対する組織的対応

いじめの防止等のため、「**2 いじめの防止等のための組織及び施策等** (1) いじめ防止等のための組織等」に掲げた「いじめ問題対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、対策を推進する。

また、当該委員会は、本校の基本方針策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割がある。

① いじめ問題対策委員会（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談課長、生徒会課長、体育管理課長、養護教諭、学年主任と外部人材として、スクールカウンセラー、生徒指導サポーターで構成する。
- ii) 校務分掌においては校長の下に直接位置づけられ、生徒指導課からは独立するものとする。

ウ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・ いじめの早期発見の観点からS Tでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。

- ・ 学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒、保護者等に周知し利用を促す。
 - ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方などのスキル向上を図る。
 - ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員いじめ問題への理解を深める。
 - ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- iii) 「本校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
- ・ 「本校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物配布又はホームページへの記載等）、理解と協力を得る。
 - ・ 生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る
- iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- ・ 家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
 - ・ P T Aや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- v) S C（スクールカウンセラー）やS S W（スクールソーシャルワーカー）、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・ 加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、S CやS S Wを活用し、第三者的なアプローチを工夫する。
 - ・ 学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS & Pサポート制度」）の適切な活用や市長の少年補導センター、県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
 - ・ 医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示
- ・ 個別案件対応班の設置
 - ・ 情報の収集と整理
 - ・ いじめ対応アドバイザーの派遣要請
 - ・ 教育委員会、関係機関への協力要請
 - ・ 個別案件対応班への指示・助言

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策委員会の一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。
 - ・ 高1生徒が高2生徒から部活動中に殴られ、登校を渋るようになった事案
→高1担任、高2担任、部活動総括担当者、部活動顧問、生徒指導主事、教育相談担当者、スクールカウンセラー
 - ・ 一定の解消が見られた事案に対し、同一学級に在籍する加害生徒の保護者が学校の対応に不満を訴えてきた事案
→学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策委員会に報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策委員会に報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

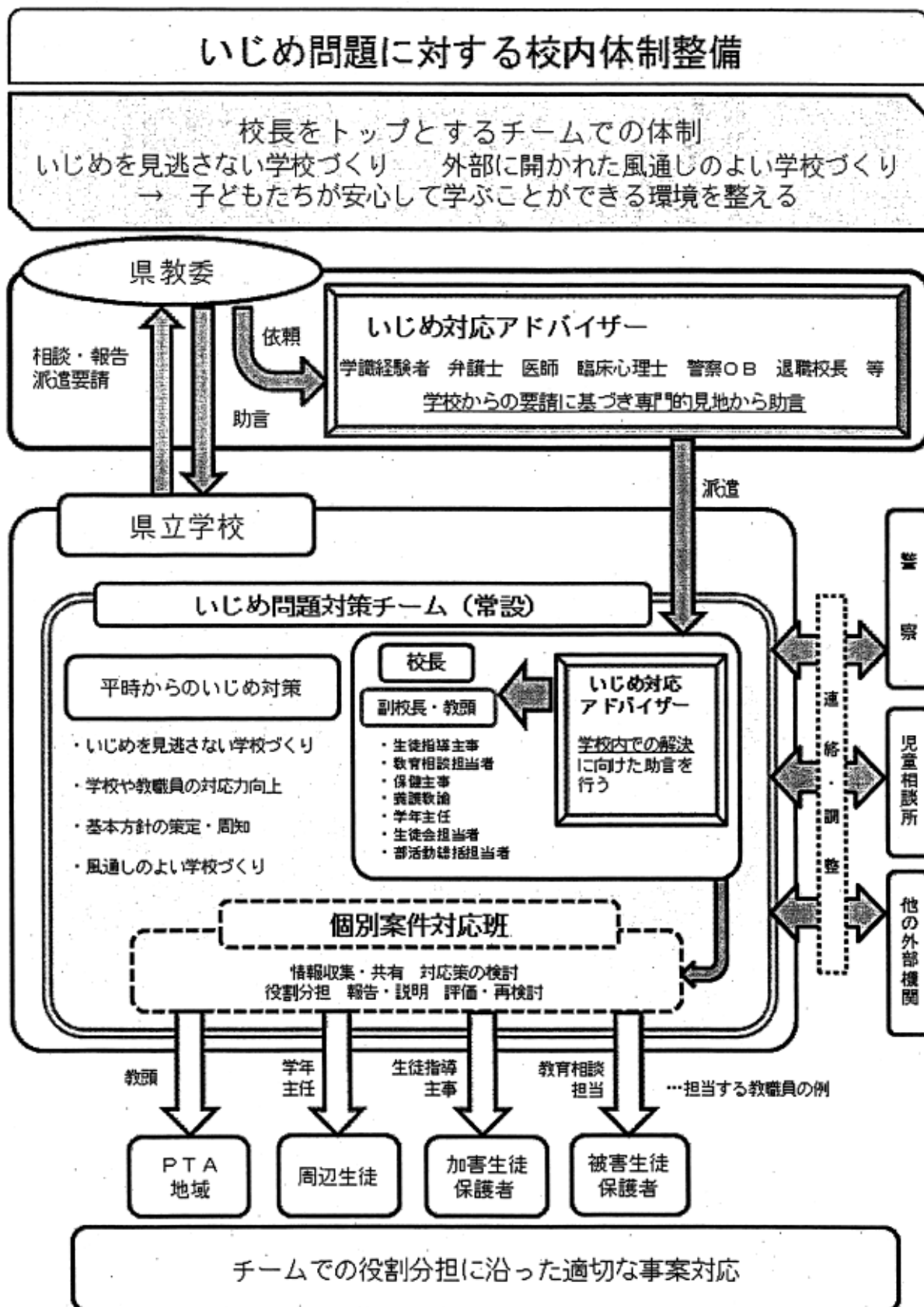
心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題委員会に対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
 - ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整

- ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

④ いじめ問題に対する校内整備



⑤ いじめに関する県教委への報告

別添要項

いじめに関する報告（要項）

このことについては従前からお願いしているところですが、今後は、下記により速やかに報告するよう願います。

平成25年9月28日施行、「いじめ防止対策推進法」第二十三条第二項に基づき、学校は、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合、（通報を受けたものを含む）は、速やかに設置者に報告すること。

1 報告の内容

報告書には下記事項について記入すること。ただし、いじめを受けていると思われる事案の状況等により若干の項目が省略・変更されることもありうる。

(1) 第1報（概要報告）

- (ア) 被害生徒氏名・学科・学年・性別・生年月日・年齢
- (イ) 加害生徒氏名・学科・学年・性別・生年月日・年齢
- (ウ) 把握（通報）者氏名・被害生徒との関係
- (エ) 把握（通報）の日時
- (オ) 事案の概要
- (カ) 重大事態（該当・非該当）
- (キ) 措置（対処）の予定 等

(2) 第2報（調査結果報告）

- (ア) いじめ（該当・非該当）
- (イ) 重大事態（該当・非該当）
- (ウ) 調査の結果
- (エ) 今後の方針 等

(3) 第3報（措置結果（経過）報告）

- (ア) 重大事態（該当・非該当）
- (イ) 指導の結果（経過）（現在の状況 等）
- (ウ) 今後の方針 等

2 報告の要領

- (1) いじめに関する情報を把握した場合は、「いじめ問題対策チーム」で情報共有し協議すること。
- (2) 第1報は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われると判断した場合、速やかにその概要を石川県教育委員会事務局学校指導課長あて報告すること。
- (3) 第2報は、調査の結果がまとまりしだい、その結果を報告すること。
- (4) 第3報は、いじめの問題が解消した、一定の解消が図られた、または、第1報から1ヶ月を目途に、その指導の結果（経過）を報告すること。
- (5) 重大事態が疑われるものなど緊急を要すると思われるものは、あらかじめ電話等で報告すること。
- (6) 事案の状況によっては、第1、2報が同時、または、第2、3報が同時になる場合もありうる。

様式 1

平成 年 月 日

石川県教育委員会事務局
学校指導課長 様

学校名
校長
(公印省略)
記載者氏名

いじめに関する報告書

【 第1報 】 概要報告 (平成 年 月 日 ())

ふりがな 氏名 (被害生徒)		学科 学年	科 年	性別	生年月日 (年齢) 平成 年 月 日 (歳)
ふりがな 氏名 (加害生徒)		学科 学年	科 年	性別	生年月日 (年齢) 平成 年 月 日 (歳)
ふりがな 氏名 (把握 (通報) 者)		被害生徒との関係			
把握 (通報) の日時	平成 年 月 日 () 時頃				
事案の概要					
重大事態 (該当・非該当)	() 重大事態である () 重大事態ではない () 未定				
措置 (対処) の予定 等					

【 第2報 】 調査結果報告 (平成 年 月 日 ())

いじめ (該当・非該当)	() いじめである () いじめではない	
重大事態 (該当・非該当)	() 重大事態である () 重大事態ではない	
調査の結果		
今後の方針 等		

【 第3報 】 指導結果 (経過) 報告 (平成 年 月 日 ())

重大事態 (該当・非該当)	() 重大事態である () 重大事態ではない	
指導の結果 (経過) (現在の状況 等)	() 解消 () 継続支援 () 取組中 () その他	
今後の方針 等		

石川県教育委員会事務局
学校指導課長

様

記入例

学校名 ○○○○
校長 ○○ ○○
(公印省略)
記載者氏名 ○○ ○○

いじめに関する報告書

【 第1報 】 概要報告 (平成25年10月 2日 (水))

ふりがな 氏名 (被害生徒)	○○○○ ○○○ ○○ ○○	学科 学年	普通科 2年	性別	男	生年月日 (年齢) 平成8年10月10日 (16歳)
ふりがな 氏名 (加害生徒)	○○○○ ○○○ ○○ ○○	学科 学年	普通科 2年	性別	男	生年月日 (年齢) 平成8年9月1日 (17歳)
ふりがな 氏名 (把握(通報)者)	○○○○ ○○○ ○○ ○○	被害生徒との関係		本校勤務のスクールカウンセラー		
把握 (通報) の日時	平成25年10月 1日 (火) 16時頃					
事案の概要	放課後、当該生徒が相談室を訪れ、被害を訴えた。被害の内容としては、加害者からのからかい、暴力、金銭の搾取などを訴えている。					
重大事態(該当・非該当)	() 重大事態である () 重大事態ではない (○) 未定					
措置 (対処) の予定 等	個別案件対応班を組織し、役割分担に基づいた調査及び指導を行う。					

【 第2報 】 調査結果報告 (平成25年10月 3日 (木))

いじめ(該当・非該当)	(○) いじめである () いじめではない
重大事態(該当・非該当)	() 重大事態である (○) 重大事態ではない
調査の結果	加害生徒はいじめの事実を認めた。しかし、双方の言い分に食い違いがあり、今後、更に突き詰めていく。
今後の方針 等	暴力や金銭の被害等が認められるため、警察とも連携して対処する。また、いじめ対応アドバイザーの派遣について検討している。

【 第3報 】 指導結果(経過)報告 (平成25年10月31日 (木))

重大事態(該当・非該当)	(○) 重大事態である () 重大事態ではない () 解消 () 継続支援 (○) 取組中 () その他
指導の結果(経過) (現在の状況 等)	双方の保護者立ち会いのもと、謝罪の場を設定した。しかし、被害生徒は10月7日(月)から登校できない状態となっている。複数の教職員が毎日連絡を取るようになっているが状況に変化はない。
今後の方針 等	いじめ対応アドバイザーの助言を生かし、引き続き被害生徒に寄り添った支援を行う。不安を訴えている保護者へは、管理職やスクールカウンセラーが対応にあたる。

(2) 生徒や保護者への対応

ア いじめられている生徒への対応

【学校】

- ・ いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・ 生徒の様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家庭にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている生徒への対応

【学校】

- ・ 頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。

- ・ いじめた生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・ いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめた生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている生徒の保護者への対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談

や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている生徒の保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校において、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・ 匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

- ・ インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・ 子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・ グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・ 早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ 生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ 学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・ 「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・ インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・ 保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・ 「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・ グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を

求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。

- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・ 事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・ 対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・ 児童生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・ インターネット上の対応

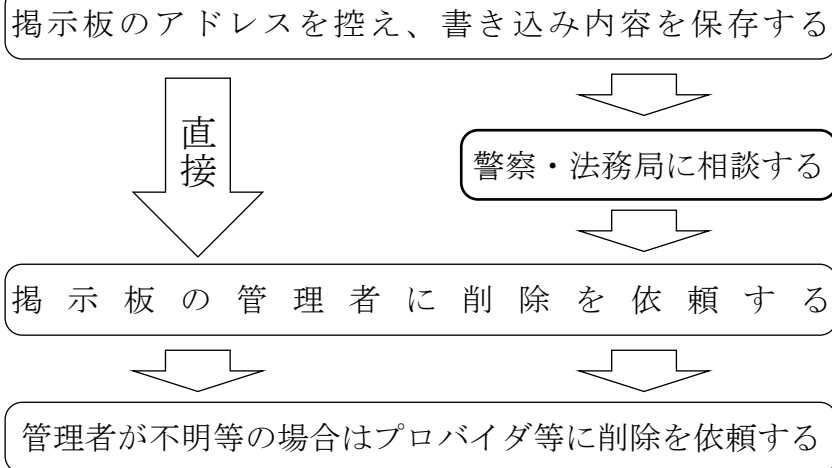
書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

ネットいじめ等被害時の対応手順

《掲示板にいじめ等の内容を書き込まれた》



8 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、児童生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている生徒、いじめている生徒それぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・ 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、県教育委員会又は本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は本校の判断により、

迅速に調査に着手することが必要である。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、本校から県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。また、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

ア 本校が調査主体の場合

- ・ 県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに本校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・ 調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調べる。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・ これまでに本校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 県教育委員会が調査主体の場合

- ・ 県教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 本校は県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・ 県教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査

により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

- ・ 情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・ 本校に係る調査結果については、知事に報告する。
- ・ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

県教育委員会及び本校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

10 その他いじめの防止のための対策に関する重要事項

県は、県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、本基本方針で定めた県の施策等の取組状況及び国の動向等を勘案して、県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、県は市町における地域基本方針及び県立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

参考資料1 県教育委員会が行う具体的な施策

(1) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備

ア いじめ相談窓口

学校指導課内にいじめ相談窓口を設置し、専門の相談員に相談できる体制をとることとで、教育相談体制の充実を図る。

イ 「24時間いじめ相談相談テレホン」

いじめの問題に悩む児童生徒やその保護者等が、いつでも専門の相談員に相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間体制の「いじめ相談テレホン」を設置する。

ウ 教育支援センターにおける教育相談

「やすらぎ教室」における子どもや保護者等からの様々な問題への相談活動への支

援を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備

ア ネットパトロール

児童生徒のネットトラブルを未然に防止するため、「ネットチェッカーズいしかわ」を設置し、掲示板やSNSなどへの書き込み等を巡視する。

イ ネットトラブル指導資料等の活用

ネットトラブル指導資料等を活用し、各学校における情報モラル教育携帯電話等の危険性などに関する指導を充実させる。

(3) いじめの問題に係る教員研修等の実施

ア 教員研修の充実

「基本研修（初任者研修、10年経験者研修等）」において、いじめの問題への対処等に関する資質向上を図るとともに、「校内研修サポート事業」により、いじめ問題対策チームの対応力向上を図る。

イ 推進会議等の開催

各学校の生徒指導主事又は生徒指導担当者、教育相談担当者及びいじめ対応アドバイザー等を対象に、いじめの問題に関する課題等について理解を求め、その対策等について協議することで、それぞれの資質向上を図る。

ウ いじめの問題対策事例集等の活用

いじめの問題への対策に係る具体的な事例を集めた事例集等を用い、各学校において効果的な活用を図ることで、各学校における対策の一層の充実を図る。

(4) 学校への外部専門家の派遣

ア いじめ対応アドバイザー派遣事業

学校におけるいじめの問題への対応力向上を図るため、各種専門家を学校の要請に基づいて派遣し、必要な指導・助言を行う。

イ スクールカウンセラー等活用事業

いじめや不登校など、児童生徒の問題行動等に対応するため、臨床心理士等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒のカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

ウ 生徒指導サポーター派遣事業

いじめや暴力行為など、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校・警察・家庭裁判所等勤務経験者で、少年非行問題に造詣のある者を生徒指導サポーターとして要請のある学校に派遣し、生徒指導体制の強化を図る。

エ 生徒指導課題相談員派遣事業

各種専門家等を相談員として学校に派遣し、教職員や保護者対象の事例検討や講習会を開催するなど、学校における問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

(5) いじめの問題に係る啓発活動の実施

ア 非行・被害防止口座、非行防止教室等の開催

児童生徒及び保護者を対象とした講座や教室等を開催し、いじめや少年非行の問題の未然防止に向けた啓発を行う。

イ 保護者向け啓発リーフレット

いじめの問題等に関する保護者向け啓発資料を作成・配布する。

参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でP D C Aサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切である。

(1) 指導体制

- ・ いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。(チーム)
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。(チーム)
- ・ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。(チーム)

(2) 早期発見・早期対応

- ・ 教師は日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。(教職員)
- ・ 児童生徒の生活実態について、例えば、聞き取り、調査や質問紙調査などを行うなど、決め込ま幕把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。(チーム)
- ・ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関

係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を生活かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく的確に対応しているか。（チーム・教職員）

- ・ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察棟の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。（チーム）
- ・ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。（チーム）

（3）教育指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努めているか。（教職員）
- ・ 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童会・生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。（教職員）
- ・ いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。（チーム）
- ・ いじめられている児童生徒に対し、心のケア様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。（チーム・対応策）
- ・ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。（チーム・教職員）

（4）家庭・地域社会との連携

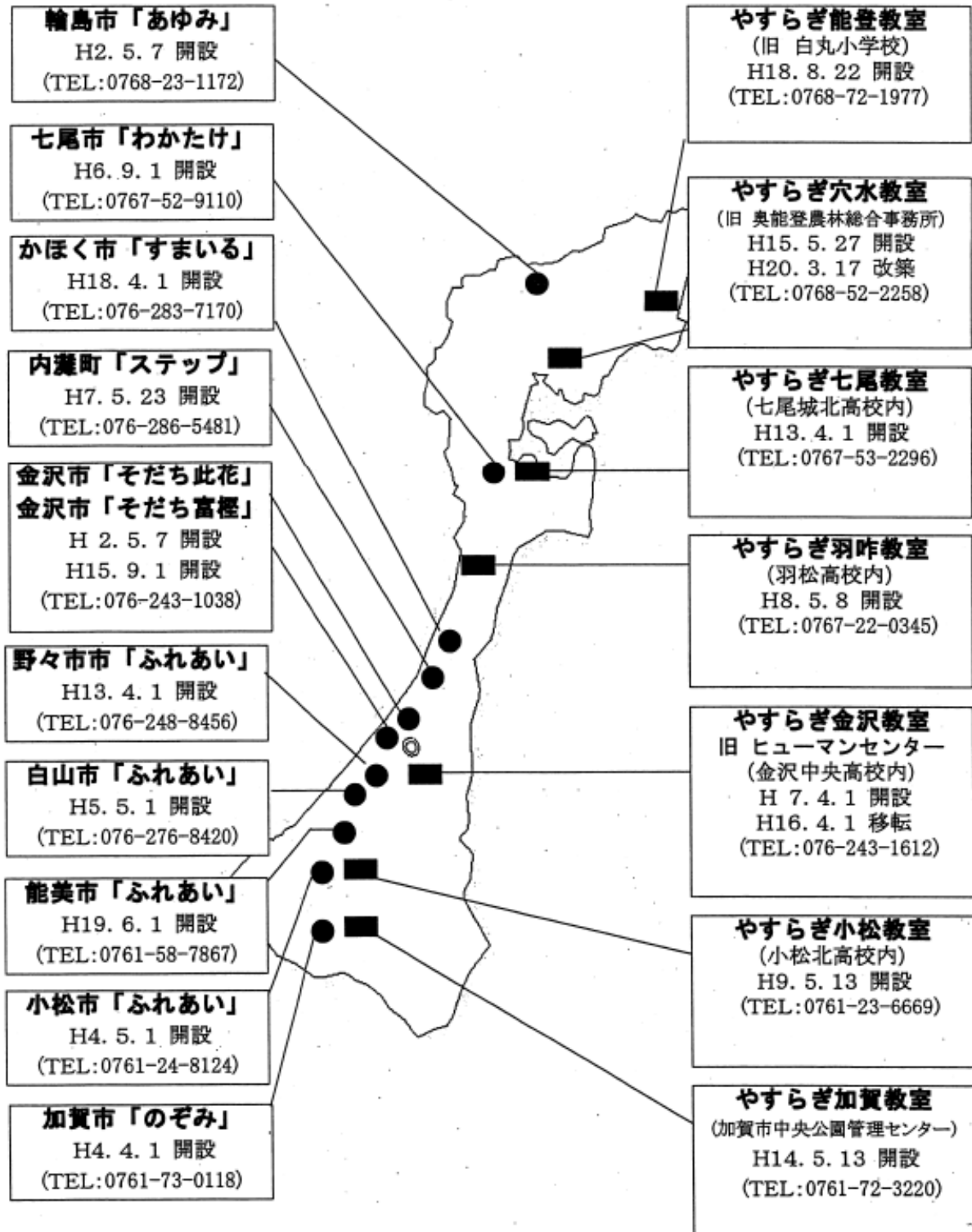
- ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画（学校いじめ防止基本方針）等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。（チーム）
- ・ 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともにいじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。（チーム・対応班）

※ （ ）内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。

参考資料3 主な相談機関の案内

県内の教育支援センターの設置状況

● 市町立教育支援センター (10 市町 11 施設) ■ 県立教育支援センター (7 教室)



相 談 機 関	電 話 番 号 受 付 時 間	相 談 機 関	電 話 番 号 受 付 時 間
24時間いじめ相談テレホン	076-298-1699 24時間受付	金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019 月～金 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
石川県こころの健康センター	076-238-5761 月～金 8:30～17:15	津幡町教育センター	076-288-6700 月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188 月～金 9:00～17:00	内灘町こども教育電話相談	076-286-0151 月～金 13:00～16:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553 月～金 8:30～17:45	かほく市教育センター	076-283-7170 月～金 8:30～17:15
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811 月～金 8:30～17:45	宝達志水町青少年 育成センター	0767-29-8320 月～金 8:30～17:15
「子どもの人権110番」 (金沢地方法務局)	0120-007-110 月～金 8:30～17:15	志賀町青少年育成センター	0767-32-2970 月・水・金 8:30～17:15
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-231-1603 月～金 9:00～16:00	羽咋市 子ども保護者の相談	0767-22-6914 月火木金 9:00～16:00 水 10:15～17:15
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867 24時間受付	七尾市教育研究所	0767-52-9110 月～金 9:00～16:00
加賀市青少年育成センター	0761-73-0118 月～金 9:00～17:00	七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445 月～金 8:30～17:15
加賀市こころの電話	0761-73-0117 月～金 9:00～20:00	「オアシスライン」 七尾市・中能登町	0767-52-0783 月～金 13:00～16:00
小松市教育センター	0761-21-7958 月～金 9:00～17:30 土(第2・4) 9:00～12:00	能登町青少年育成センター	0768-72-2509 月～金 9:00～17:00
能美市学校教育課	0761-58-2271 月～金 8:30～17:15	輪島市教育相談室	0768-23-1172 月～金 9:00～17:00
川北町学校教育課	076-277-1111 月～金 8:30～17:15	珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826 月～金 8:30～17:00
白山市教育センター 教育相談	076-275-7566 月～金 8:30～17:15	金沢こころの電話	076-222-7556 月～金18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
野々市市子ども相談ダイヤル	076-246-7830 月～金 9:00～17:00	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777 月～土 16:00～21:00
野々市市教育センター ふれあい相談	076-248-8456 月～金 9:00～17:00		